

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 号

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「令和4年8月31日」を「令和9年8月31日」に改める。

附則第1号様式の2中「国税庁長官」を「国税庁長官官房会計課長」に改める。

第40号様式（表）中「金融機関（ゆうちょ銀行を除きます。）」を「横浜銀行」に改め、同様式（裏）中「あなた（貴社）の預金口座がある金融機関の本店又は支店に預金通帳（預金通帳を発行しない口座については、金融機関にお問い合わせください。）」を「横浜銀行の本店又は支店にあなた（貴社）の横浜銀行の預金通帳」に改め、「なお、ゆうちょ銀行では、この取扱いをしませんので、御注意ください。」を削り、

「2 現金で受け取る方法

支払金額が10万円以下の場合は、次に掲げる受取人の区分に応じ、現金で受け取ることができます。支払金額が10万円を超える場合は、上記1の方法でお受け取りください。

(1) 法人

本請求書の表面に代表者氏名を追記した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、①登記事項証明書及び代表者本人であることが確認できるもの（代表者の運転免許証、健康保険証等）又は②国税若しくは地方税の領収証書を提示してください。

(2) 法人以外の者

支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、本人であることが確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）を提示してください。

(3) 代理人

委任者が「委任状欄」に、代理人が「代理人領収欄」に、それぞれ必要事項（法人にあつては、法人の名称及び代表者氏名）を記入した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。そ

の際、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。」

「2 現金で受け取る方法

(1) 支払金額が10万円以下の場合

ア 法人

本請求書の表面に代表者氏名を追記した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、①登記事項証明書及び代表者本人であることが確認できるもの（代表者の運転免許証、健康保険証等）又は②国税若しくは地方税の領収証書を提示してください。

イ 法人以外の者

支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、本人であることが確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）を提示してください。

ウ 代理人

委任者が「委任状欄」に、代理人が「代理人領収欄」に、それぞれ必要事項（法人にあつては、法人の名称及び代表者氏名）を記入した上で、支払期限までに、横浜銀行の本店又は支店に本請求書を提出してください。その際、代理人本人であることが確認できるものを提示してください。

(2) 支払金額が10万円を超える場合

上記(1)に加え次の点に御注意ください。

ア 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（官公庁が顔写真を貼付した本人確認書類の提示等）が必要です。

イ 取引時確認に必要な書類等は、本請求書を提出する横浜銀行の本店又は支店へお問い合わせください。」

「(2) 支払期限を経過したもの」を

「(2) 支払期限を経過したもの

(3) 現金での受取で、本人等の確認（支払金額が10万円を超える場合は、取引時確認）ができない場合 に、

「(2) 本請求による受取には、手数料がかかる場合があります。」

(3) 神奈川県自動車税管理事務所各駐在事務所内等の横浜銀行を
行派出所ではお支払いできませんので、御注意ください。」

「(2) 神奈川県自動車税管理事務所各駐在事務所内等の横浜銀行に
行派出所ではお支払いできませんので、御注意ください。」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第40号様式の改正規定は、令和4年9月1日から施行する。